

ヘルパーステーション楓重要事項説明書

令和7年4月1日改正

1. 訪問介護（訪問介護事業）の目的

地域に住む要介護の方々に、より生きがいに満ちた毎日を過ごしていただく為のサービスです。訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の居宅を訪問して、入浴、排泄、食事の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービスです。

2. 経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人秩父正峰会
- (2) 法人所在地 埼玉県秩父市和泉町16番地
- (3) 電話番号 0494-26-5455
- (4) FAX番号 0494-26-5456
- (5) 代表者氏名 理事長 吉田 廣文
- (6) 法人認可年月日 平成2年3月7日

3. 「ヘルパーステーション楓」事業所の概要

- (1) 事業所名 ヘルパーステーション楓
- (2) 所在地 埼玉県秩父市荒川上田野772-1
- (3) 管理者 新井 祥江
- (4) 電話番号 0494-26-7657
- (5) FAX番号 0494-26-7658
- (6) 介護保険指定番号 平成29年10月1日
(訪問介護) 埼玉県指定第1174901130号
(第1号訪問介護) 秩父市指定第1174901130号
- (7) 施設の職員体制
管理者 1名 サービス提供責任者 2名以上
訪問介護員 8名以上

4. サービスについての相談窓口およびサービス時間

- * 相談窓口 管理者 新井 祥江
- * 営業日 月曜～金曜 8:30～17:30
(ただし、12月31日から1月3日を除きます。)
- * サービス提供日 月曜～日曜
(ただし、12月31日から1月3日を除きます。)
- * サービス提供時間 6:00～20:00

5. サービス内容

「身体介護・生活介助」

・【身体介護】

利用者の身体に直接触れて行う介護サービスで、日常生活動作（ADL）や意欲の向上のために利用者と共に行動する自立支援のためのサービスです。

・【生活介助】

身体介護以外の介護であって、掃除、洗濯、調理など日常生活上の援助であり、利用者が単身、またはその家族が障害や病気等のために本院若しくは家族が家事を行うことが困難な場合に行われるサービスです。

6. サービスの利用方法

まずは、お電話でお申し込みください。当施設職員がお伺いいたします。訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。居宅介護サービス計画を依頼している場合は、事前にその介護支援専門員とご相談下さい。

7. 訪問介護利用料

*料金表別紙参照

- ・通常の事業の実施地域（秩父市（大滝、吉田を除く）・横瀬町（芦ヶ久保を除く）・小鹿野町（三田川、倉尾、両神を除く））を越えて行う事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートル当たり20円をいただきます。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が事業者には払われない場合があります。その場合は、一旦一月当たりの利用料金をお支払いいただき、事業者が「サービス提供証明書」を発行いたします。「サービス提供証明書」を市町村の介護保険担当窓口へ提出すると差額の払い戻しを受けることができます。

8. 個人情報

- (1) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者の個人情報（要配慮個人情報）を取得しません。
- (2) 事業者、介護支援専門員はサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な利用なく第三者に漏らしません。
- (3) 事業者は利用者及びその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報(要配慮個人情報)を用いません。

9. 緊急時の対応

ご利用者の容態に急変が生じた場合には速やかに主治医やご家族様・緊急連絡先に連絡する等必要な措置を講じます。

10. 事故発生の対応

事業者はサービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に及ぼした場合には、その損害を賠償します。

11. 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

☆当施設のサービスに関する相談・要望・苦情等はお気軽にお申し出下さい。

- * 苦情相談窓口 担当者 管理者 新井 祥江
- * 第三者委員 吉田 進 TEL 090-1405-3667
遠藤 直哉 TEL 03-3500-5330(代)

* 第三者委員会の実施状況 無し

☆その他、当事業所以外に市等の相談・苦情窓口に伝える事が出来ます。

秩父市役所	高齢者介護課	0494(25)5205
吉田総合支所	市民福祉課	0494(72)6082
荒川総合支所	市民福祉課	0494(54)2395
大滝総合支所	市民福祉課	0494(55)0863
小鹿野町保険福祉センター	高齢者介護課	0494(75)4421
皆野町役場	健康福祉課	0494(62)1233
横瀬町役場	健康づくり課	0494(25)0116
埼玉県国保連合会	苦情対応係	048(824)2568

🌸 どうぞご利用下さい 🌸

<別紙>訪問介護料金表

1、基本料金

令和7年4月1日現在

区分	1回当たりの所要時間	基本料金	自己負担額 (1割分)	自己負担額 (2割分)	自己負担額 (3割分)
身体 介護	20分未満	1,630円	163円	326円	489円
	20分以上30分未満	2,440円	244円	488円	732円
	30分以上1時間未満	3,870円	387円	774円	1,161円
	1時間以上1時間30分未満	5,670円	567円	1,134円	1,701円
	1時間30分以上 (30分増すごとに加算)	820円 を加算	82円 を加算	164円 を加算	246円 を加算
引き続き生活援助を算定する場合 (25分増すごとに加算)		650円 を加算	65円 を加算	130円 を加算	195円 を加算
生活 援助	20分以上45分未満	1,790円	179円	358円	537円
	45分以上	2,200円	220円	440円	660円
通院等乗車介助		970円	97円	194円	291円

*利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て、2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料の2倍の料金となります。

*一回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

*自己負担額は、介護保険負担割合証にて1割・2割・3割負担が決定されます。

2、加算料金

加算項目	利用料	利用者負担額			備考
		1割	2割	3割	
初回加算	2,000円 /月	200 円/月	400 円/月	600 円/月	新規に訪問介護計画を作成し、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行った場合
緊急時訪問介護 加算	1,000円 /月	100 円/月	200 円/月	300 円/月	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に身体介護サービスを行った場合
夜間・早朝加算	1回につき基本利用料の25%			夜間(18時~22時)、早朝(6時~8時)にサービスを提供した場合	
介護職員処遇改善新加算(Ⅱ)	1月毎の算定した単位数×22.4%			介護人材の確保費用	
特定事業所加算(Ⅱ)	1回につき所定単位数の10%			一定の基準を満たした事業所への加算	
中山間地域等 居住者サービス 提供加算	お住まいの地域が該当する場合 1回につき所定単位数の5%			通常の実施地域を超えて、特定地域の方にサービスを提供した場合	

3、キャンセル料

(1) キャンセル料は次の通りといたします。ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

(2) 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに（2日前までに）次の連絡先までご連絡ください。

時 期	キャンセル料
サービス利用日の2日前まで	かかりません
サービス利用日の前日	当該基本料金 50%
サービス利用日の当日	45分以内 750円
	45分以上90分以内 1,500円

連 絡 先	TEL 0494-26-7657
-------	------------------

(3) その他

① 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり20円をいただきます。

前述の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとします。

② 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が事業者には払われない場合があります。その場合は、一旦一月当たりの利用料金をお支払いいただき、事業者が「サービス提供証明書」を発行いたします。「サービス提供証明書」を市町村の介護保険担当窓口へ提出すると差額の払い戻しを受けることができます。